

小口資金が必要な皆様へ スピーディーに融資!!

小口連携保証

トライアングル10000

～法人会から保証協会、金融機関へ～

お客さま
・相談
・申込



法人会

支援

税理士会

私たちが
《連携》してお客さま
を支援します!



保証協会



金融機関

ご利用のポイント

- 1 保証対象者** 下記のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方
- 2 資格要件** 愛媛県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を引き続き6ヶ月以上営む会社・個人（確定申告先）で法人会が推薦する先であって、次の各号のいずれかに該当する方
(1) 直近決算において年商が1億円未満の会社・個人（確定申告先）※保証対象業種はHPをご覧ください。
(2) 直近決算において年商が3億円未満の会社
- 3 保証限度額** 資格要件(1)の方 **500万円以内**（ただし、運転資金については）
資格要件(2)の方 **1,000万円以内**（月商の2ヶ月を上限とする。）
なお、500万円超（小口連携保証の既保証残高を含む。）となる場合は、「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく信用保証料率の割引対象先であることを必須条件とする。
- 4 資金用途** 運転資金
設備資金
- 5 保証期間** 運転資金：5年以内
設備資金：7年以内
- 6 その他** ※貸付金利については、通常金利に比べ0.3%優遇されています。

※お問い合わせ、詳細については裏面をご覧ください。



小口連携保証(トライアングル1000)

将来性があり、資金調達環境の厳しい中小企業者のために、金融機関の協力を得て、必要資金の供給を図り、経営基盤の安定化に資するための保証付きの融資で、法人会の推薦が必要な愛媛県信用保証協会の優遇された商品です。

ご融資には、法人会の「推薦状」が必要です。(シリアル番号付、押印のもの)
推薦状の発行は、県下各法人会事務局へお問い合わせください。

取扱金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・宇和島信用金庫・東予信用金庫・川之江信用金庫他
上記以外に、県外の金融機関、政府系金融機関でもお取り扱いできます。
お取引がない場合でも取扱いの金融機関にお気軽にご相談ください。

資格要件

愛媛県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を引き続き6ヶ月以上営む会社・個人(確定申告をしていること)で法人会が推薦するもので、次のいずれかに該当するもの(税理士及び税理士法人関与事業所・青色申告会会員を含む)

- ①直近決算において **年商が1億円未満の会社・個人**(確定申告先)
- ②直近決算において **年商が3億円未満の会社**

保証限度額

○資格要件①のかた **500万円以内**
(ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。)

○資格要件②のかた **1,000万円以内**
(ただし、運転資金については月商の2ヶ月を上限とする。)

※平均月商=直近決算売上高を12ヶ月で除したもの

※申込金額が500万円超(小口連携保証の既保証残高を含む。)となる場合は、「中小企業の会計に関する基本要領(以下「中小会計要領」という。)」に基づく信用保証料率の割引対象先であることを必須条件とし、この確認は次により行うこととする。

- ①財務諸表について、すべての項目が「中小会計要領」に沿って会計処理されているもので『「中小会計要領」の適用に関するチェックリスト』の提出を受け、その内容が確認できるもの。*チェックリストに関しては税理士にご相談下さい。
- ②『「中小会計要領」に基づく保証料割引制度の利用に関する確認・同意書』の提出を受けたもの。

資金用途

事業に必要な運転資金または設備資金

保証期間

運転資金/5年以内 設備資金/7年以内

保証料率

愛媛県信用保証協会の定めるところによる

※中小会計要領の適用に関するチェックリストの提出・会計参与制度を設置している中小企業者に対し、保証料率が**0.1%**割引かれます。

貸付利率

取扱金融機関所定の利率(ただし、本商品については通常金利より0.3%引き下げる)

返済方法

一括または分割

連帯保証人

法人/原則代表者1名 個人/原則不要

担保

原則として不要

※本商品は保証協会への直接申し込みは出来ません。利用につき、申し込み先は法人会ですが、融資については、すべて金融機関を経由いたします。(取扱金融機関にご相談ください)

お問い合わせ・お申し込み

●公益社団法人 松山法人会

担当地域:松山市・伊予市・東温市・上浮穴郡・伊予郡
住所:〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2F
TEL:089-941-7711 FAX:089-947-4251

●公益社団法人 新居浜法人会

担当地域:新居浜市
住所:〒792-0025 新居浜市一宮町2-4-8 商工会館3F
TEL:0897-37-5522 FAX:0897-37-5586

●公益社団法人 八幡浜法人会

担当地域:八幡浜市・西予市・西宇和郡
住所:〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-25 商工会館4F
TEL:0894-24-6250 FAX:0894-24-6253

●公益社団法人 今治法人会

担当地域:今治市・越智郡
住所:〒794-0042 今治市旭町2-3-20 商工会館3F
TEL:0898-31-8191 FAX:0898-31-1593

●公益社団法人 宇摩法人会

担当地域:四国中央市
住所:〒799-0404 四国中央市三島宮川4-6-55 伊予三島商工会館3F
TEL:0896-24-7468 FAX:0896-24-8475

●公益社団法人 宇和島法人会

担当地域:宇和島市・北宇和郡・南宇和郡
住所:〒798-0060 宇和島市丸の内1-3-20 宇和島バスセンター2F
TEL:0895-25-7700 FAX:0895-24-5710

●公益社団法人 伊予西条法人会

担当地域:西条市
住所:〒793-0027 西条市朔日779-8 商工会館内
TEL:0897-55-2025 FAX:0897-55-8795

●公益社団法人 大洲喜多法人会

担当地域:大洲市・喜多郡
住所:〒795-0054 大洲市中村210番地39尾張屋ビル2F
TEL:0893-24-7676 FAX:0893-57-6009



めざします 企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 愛媛県法人会連合会
愛媛中小企業指導センター

住所:〒790-0067 松山市大手町2-5-7 商工会館2F
TEL:089-941-7711(代表) 089-933-5596(直通)
FAX:089-947-4251

